

条件付一般競争入札における 配置技術者の業務実績・業務成績の評価期間の見直しについて

入札参加に際し、予定している配置技術者が、産休や育休などで休業を取得していた場合、配置技術者の業務実績、業務成績を評価する期間に休業期間が含まれるため、実質短くなることから、男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上や継続就業支援を目的として、下記のとおり評価期間の見直しを行います。

記

1 対象

対象案件：設計業務・工事監理業務のうち、配置技術者の業務実績を入札参加条件とする案件及び、
配置技術者の業務実績・業務成績を評価項目とする案件

対象項目：配置技術者の業務実績、業務成績

2 対象となる休業

○産前産後休業（「労働基準法」第65条第1項又は第2項の規定による休業）

○育児休業（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条第1号に規定する休業）

○介護休業（同上第2号に規定する休業）

3 確認方法

入札参加申込書に休業が確認できる以下の資料の写しを添付してください。

名称	証明できる資料（例）
産前産後休業	母子手帳、会社への申請書又は証明書等
育児休業	出生届受理証明書、入園不承諾証明書、会社への申請書又は証明書等
介護休業	医師の診断書、会社への申請書又は証明書等

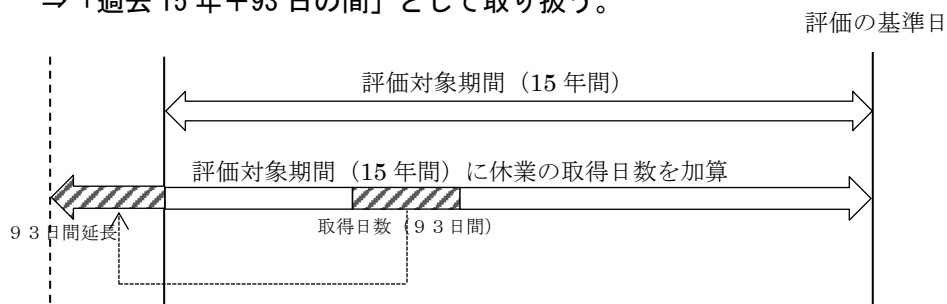
4 評価期間に加える期間

休業の取得期間相当分を評価期間に加える。

（例）休業を93日取得した場合（設計業務）

【評価基準】過去15年間に従事した業務実績

⇒「過去15年+93日の間」として取り扱う。



問い合わせ先

都市整備部住宅建築局公共建築室計画課 推進グループ

Tel:06-6941-0351(内線)4604